

令和6年2月議会

教育文化委員会資料

(市民文化スポーツ局)

1 議案要旨<条例議案>

議案第31号

「北九州市手数料条例の一部改正について」(所管分)

… 2

1 議案要旨<条例議案>

【議案第31号】

「北九州市手数料条例の一部改正について」(所管分)

<令和6年2月北九州市議会定例会議案：22～35ページ参照>

1 議案提出理由

戸籍法の一部改正により、令和6年3月から、本人や父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍(除籍)証明書の請求が可能となる。(以下「広域交付」)

また、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な「戸籍(除籍)電子証明書」の請求に係る「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号」を発行する事務が新たに追加されるなどにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことから、北九州市手数料条例の改正が生じたもの。

2 改正内容

手数料を徴収する事務の追加に伴い、別表の根拠規定の追加及び手数料の設定等を行う。

別表の号	事務内容	改正内容
8号 10号	戸籍(除籍)謄本等の交付	<ul style="list-style-type: none">・ 広域交付の根拠規定(戸籍法(以下「法」)第120条の2第1項)を追加・ 「磁気ディスクをもって調製された(除かれた)戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍(除籍)証明書」と変更
9号の2 11号の2	戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行	<ul style="list-style-type: none">・ 新たに手数料を設定 根拠規定:法第120条の3第2項 手数料金額: 戸籍電子証明書提供用識別符号:400円 除籍電子証明書提供用識別符号:700円
12号	受理証明書の交付、 届書等の記載事項証明書の交付	<ul style="list-style-type: none">・ 届書等情報(届書等の書類を画像情報として作成したもの)の内容に係る証明書の交付(法第120条の6第1項)を追加
13号	届書等の閲覧	<ul style="list-style-type: none">・ 届書等情報(届書等の書類を画像情報として作成したもの)の内容を表示したものの閲覧(法第120条の6第1項)を追加

3 関係法令

- (1) 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年5月31日法律第17号)
- (2) 戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年11月29日政令第336号)
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年12月6日政令第347号)

4 施行期日

令和6年3月1日